

告 示

埼玉県告示第七百十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和三年五月二十五日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和三年六月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

商号又は名称	有限会社プラウトヨシ モト
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	由本 俊昭
主たる事務所の所在地	埼玉県川口市本町二丁目八 番十四号